

宮城県公報

行 城 県
 宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区 1 号
 (総務部私学文書課) 宮城郡三丁目8番1号
 本 町 電話 022(211)2267
 電 話 (毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 平成十七年宮城県告示第五百九十四号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示)の一部改正 (情報政策課) 一
- 形質変更時要届出区域の指定 (環境対策課) 一
- 災害等廃棄物処理の事務の受託の廃止 (震災廃棄物対策課) 三
- 生活保護法による施術者の指定 (社会福祉課) 三
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 三
- 宮城県認証食品認証要綱の一部を改正する告示 (食産業振興課) 三
- 宮城県農業大学の農産物の販売に係る生産物売払代金の徴取事務の委託 (農業振興課) 四
- 道路の区域決定 (道路課) 四
- 道路の区域変更(六件) (道 路 課) 四
- 道路の供用開始 () 四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 六
- 土砂災害警戒区域の指定 () 七
- 海岸保全区域の指定 (港 湾 課) 七
- 都市計画事業の認可(三件) (都市計画課) 八
- 都市計画事業の事業計画変更の認可(五件) (下 水 道 課) 八
- 平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部改正 (契 約 課) 一〇
- 宮城県美術館における図録売払代金の徴取事務の委託 (教育庁生涯学習課) 一一

公 告

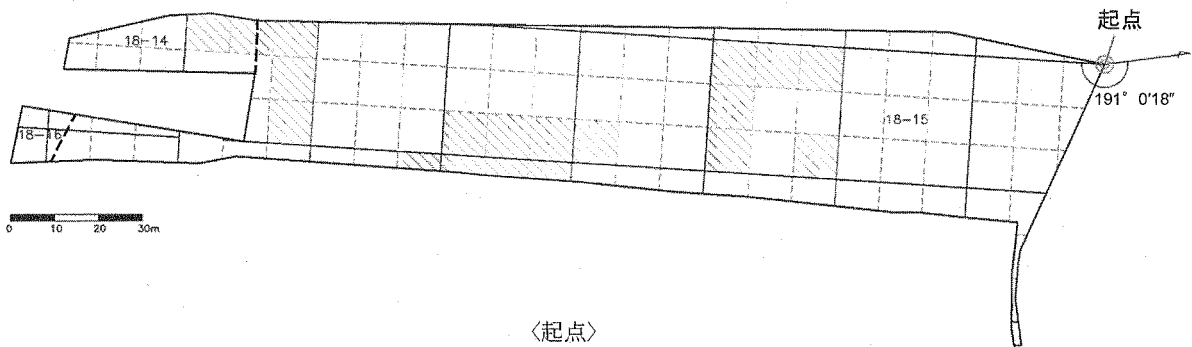
ページ

告 示

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (情報システム課) 一一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (循環型社会推進課) 一一
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 一一
- 開発行為に関する工事の完了(五件) (建築宅地課) 一二
- 企 業 局
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (選挙管理委員会) 一三
- 第四十七回衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用収支報告書の提出について () 一三
- 不在者投票を管理すべき施設の指定について () 一三
- 監 査 委 員 () 一三
- 財政的援助団体等の監査結果の公表 () 一四
- 定期監査の結果の公表 () 二〇
- 公安委員会 () 二二
- 宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則 () 二二
- 宮城県告示第三百六十一号 () 二二
- 平成十七年宮城県告示第五百九十四号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。
 平成二十七年三月三十一日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 口中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第二十二條第三項」を「第四十七條第三項」に改める。
- 宮城県告示第三百六十二号 () 二二
- 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。
 平成二十七年三月三十一日

一 形質変更時要届出区域
石巻市川口町三丁目十八番十四及び十八番十五の一部とし、次の図のとおりとする。




宮城県知事 村 井 嘉 浩



〈起点〉
起点は、対象地の北端とする。

〈格子の回転角度〉 191° 0′ 18″
格子の回転角度は、起点を通り東西及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

凡 例

	形質変更時要届出区域
	敷地境界
	筆の境界線

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

○宮城県告示第百六十三号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、石巻市、塩釜市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町からの災害等廃棄物処理の事務の受託を平成二十七年三月三十一日をもって廃止する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
菊池 浩明	ここみ訪問マツサージ袖台	仙台市泉区野村字下西河原三一六	平成二十七年二月二十六日
高橋 隼人	手倉田とんとん接骨院	名取市手倉田字塚根七百一	平成二十七年三月四日

○宮城県告示第百六十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十七年五月十一日	栗原市	午前10時30分から午後2時30分まで	栗駒総合支所
同	栗原市	午前10時30分から午後2時30分まで	栗駒総合支所
同	栗原市	午前10時30分から午後2時30分まで	一迫公民館
同	栗原市	午前10時30分から午後2時30分まで	鷲沢振興センター
同	栗原市	午前10時30分から午後2時30分まで	若柳多目的研修センター
同	栗原市	午前10時30分から午後2時30分まで	若柳公民館
同	栗原市	午前10時30分から午後2時30分まで	金成農村環境改善センター（JA栗つこ金成中央支店裏）
同	栗原市	午前10時30分から午後2時30分まで	高清水保健福祉センター（はつと館）
同	栗原市	午前10時30分から午後2時30分まで	築館ふるさとセンター
同	栗原市	午前10時30分から午後2時30分まで	築館ふるさとセンター
同	栗原市	午前10時30分から午後2時30分まで	築館ふるさとセンター
同	栗原市	午前10時30分から午後2時30分まで	築館ふるさとセンター

○宮城県告示第百六十六号

宮城県認証食品認証要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「又は販売所」を削る。

第七条中「から三年間」を「以後最初に到来する四月一日から起算して三年間」に改める。

第八条第三項後段を削る。

様式第一号中「FAX」を「FAX」及び「URL」を

販売額（過去1年間）を